

浄化槽標準契約システム 実施マニュアル

< 事業者説明用資料 >

平成24年4月1日

徳 島 県
公益社団法人徳島県環境技術センター

目 次

1. 標準契約システムの目的	1
2. 標準契約システムの概要	1
(1) 対象浄化槽	1
(2) 契約当事者	1
(3) 契約代行者	1
(4) 契約の期間	1
(5) 契約の内容	1
(6) 各業務の料金	2
(7) 各業務の料金の徴収方法	2
(8) 契約の方法	3
(9) 標準契約書の利用促進策	3
(10) 標準契約書の記入要領	3
(11) その他注意事項	3
3. 標準契約締結の流れ	5
4. 委託料の支払い方法	6
5. 契約業務スケジュール	7
6. 標準契約 Q & A	9
7. 委託料支払規程	13
8. その他	
(1) 標準契約書取扱フロー	14
(2) 標準契約書の様式	18
(3) 標準契約書に関する誓約書	19
(4) 委託変更契約書	20
(5) 使用開始報告書	22
(6) 管理カード	23
(7) 保守点検記録票	24
(8) 清掃記録票	25

1. 標準契約システムの目的

浄化槽は、日常の生活に伴って排出される汚水(し尿・雑排水)を処理する重要な施設であり、河川・湖沼の水環境の保全に大きく役立っているほか、生活衛生の向上に寄与していますが、適正な維持管理が行われないと浄化槽から汚水が放流され、水質汚濁の大きな原因となります。このため、浄化槽を使用する際には、その機能を十分に発揮させるため、保守点検、清掃及びその管理状況を確認するための毎年1回の法定検査が義務付けられています。

徳島県では、浄化槽の適正な維持管理の実施率が低く、特に補助対象浄化槽においても、検査の実施率が低く会計検査院にも指摘を受けています。そのため、適正な維持管理を確保するための措置として、設置手続き時に徹底するシステムを事務取扱要領で規定しました。

このシステムは、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査を県が定めた標準契約書で一括して契約することにより浄化槽の適正な維持管理の実施と法定検査の受検を推進し、もって徳島の水環境保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とするものです。

(参考)

「平成7年6月20日衛浄第35号厚生省浄化槽対策室長通知」

1.受検率の向上について

(1)ウ浄化槽管理者等による維持管理のための組織の設立、関係業者及び指定検査機関の連携等を通じて、保守点検、清掃、及び法定検査を一括して契約する仕組みについて、それぞれの責任の明確化にも留意しつつ、その構築を図ること。

2. 標準契約システムの概要

(1) 対象浄化槽

新たに設置する10人槽以下の浄化槽が対象となる。

(2) 契約当事者

浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関の四者契約となる。

(3) 契約代行者

契約手続きは、浄化槽管理者(設置者又は使用者)が行うものとする。

但し、浄化槽管理者が契約に関する手続きを他に委託する場合は、浄化槽の設置手続きをするもの(工事業者等)又は県の登録を受けた保守点検業者が契約代行者になり、維持管理標準契約書に係る契約行為を代行することができる。

(4) 契約期間

契約期間は、県浄化槽事務取扱要領第7条イの様式11の使用開始報告書に記載された保守点検実施日を契約開始日とし契約開始日から1年間(補助対象浄化槽は5年間)を契約期間とする。契約期間満了の1ヶ月前(補助対象浄化槽は3ヶ月前)までに契約当事者から特に申し出がなければ、以後1年ごとに自動更新する。

(5) 契約の内容

1) 保守点検業者の業務

- 保守点検は環境省令第2条に規定する保守点検の技術上の基準に従い業務を行うこと。

- 初回の保守点検は、使用開始直前にいき、使用開始報告書に1回目の保守点検実施日及び使用開始日を記載の上、センター窓口へに提出すること。
- 保守点検の回数は、4ヶ月に1回以上行うこと(環境省令第6条)。
- 保守点検業者は保守点検業務が完了した時点で業務記録(保守点検記録票)を作成し、浄化槽管理者に交付すること。

2) 清掃業者の業務

- 清掃は環境省令第3条に規定する清掃の技術上の基準に従い業務を行うこと。
- 清掃の回数は、年1回以上実施すること(浄化槽法第10条及び環境省令第7条)。
- 清掃業者は、清掃の業務が完了した時点で業務記録(清掃記録票)を作成し、浄化槽管理者に交付すること。

3) 指定検査機関(公益社団法人徳島県環境技術センター)の業務

- 浄化槽法第7条及び11条に規定した「水質検査」を実施すること。
但し、法第7条に規定する設置後検査は使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、また、初回の11条検査は、7条検査実施日から約1年後に、検査日を通知の上、実施する。

(6) 各業務の料金

- 1) 保守点検及び清掃業務に係る委託料は、保守点検業者及び清掃業者が設定している料金を契約書の別紙2の欄に記入すること。
- 2) 法定検査手数料については、下記のとおりとする。

浄化槽の規模	法第7条検査(設置状況検査)	法第11条検査(管理状況検査)
5～10人槽	9,000円	5,000円

(7) 各業務の料金の徴収方法

1) 契約料金全額の支払いを口座振替により支払う場合

浄化槽管理者は、事前に口座振替依頼書により、自動口座振替の手続きをする。

口座振替の手続きが完了し、浄化槽の初回の保守点検が実施され、契約が開始された場合は指定検査機関は「口座振替明細書」を浄化槽管理者に送付する。

委託料の初回の振替は、契約開始日の翌月15日に行う。

口座振替により受領した委託料の保守点検業者への支払いは、次のとおりとする。

2回払いの場合 → 1回目の委託料の振替が完了し、2回目の点検業務が完了したとき

6回払いの場合 → 3回目の委託料の振替が完了し、2回目の点検業務が完了したとき

12回払いの場合 → 6回目の委託料の振替が完了し、2回目の点検業務が完了したとき

但し、保守点検料の請求は、2回目の保守点検業務を実施し、その記録票一月分を月末に締め、まとめて10日までに指定検査機関に提出すること

口座振替により受領した清掃料の支払いは、委託料の1年分が回収でき、清掃業務が完了し、清掃業者から、清掃記録票が提出されたとき支払う。但し、記録票は一月分を月末に締め、10日までに指定検査機関に提出すること。

2) 口座振替以外の支払い方法を選択した場合

保守点検料及び清掃料は、各担当の業者が個別に浄化槽管理者と協議の上、支払い方法及び支払い日を決め集金すること。

3) 法定検査料は、原則、口座振替により、徴収するものとする。

浄化槽管理者は、事前に口座振替依頼書により自動口座振替の手続きをする。

口座振替は、検査の完了後とし、予め振替日を通知の上振替する。なお、7条及び初回の11条検査料を予納している場合は、2回目の11条検査料からが振替の対象となる。

浄化槽管理者は、検査時において、まだ自動口座振替の手続きが完了していない場合は、検査実施後、振込又は現金で支払うこと。

4) 口座振替の払込金融機関は次のとおりとする。

払込先指定金融機関 阿波銀行、徳島銀行、ゆうちょ銀行

(8) 契約の方法

契約代行者は、浄化槽管理者に対し、使用開始後の適正な維持管理及び標準契約の内容等について、リーフレットを利用しながら分かりやすく説明すること。

工事業者が契約を代行する場合は、県の登録を受けた保守点検業者(本人が契約代行者の場合を含む)、及び市町村長の許可を受けた清掃業者並びに指定検査機関と十分に調整の上、契約を行うこと。

標準契約書第9条により、契約内容を変更した場合等については、迅速に委託変更契約書を市町村長及び指定検査機関へ提出すること。

(9) 標準契約書の促進策

1) 広報媒体によるPR

- 浄化槽管理者向けリーフレットの配布(県作成)
- 市町村広報誌等への掲載
- 県・市町村・検査機関のホームページへの掲載

2) 要綱等への規定

- 県浄化槽事務取扱要領
- ・ 設置届出書(又は計画書)提出時に浄化槽維持管理標準契約書(以下「標準契約書」という。)を提出することを規定。
- 県浄化槽設置・維持管理要領
- 要領第11条で、委託契約については、標準契約書使用を規定

(10) 標準契約書の記入要領

- 1) 標準契約書の記入方法については記入例を参照すること
- 2) 浄化槽設置場所、施設名、処理方式、規模、メーカー名、型式を正確に記入すること。
- 3) 甲、乙、丙及び丁が法人の場合は、代表者名を記名し、代表者印を押印すること。
- 4) 別表2の委託料内訳明細書のうち、保守点検料及び清掃料については、契約する担当業者が設定している料金を記入すること。
- 5) 法定検査手数料は、(6)浄化槽法定検査手数料のとおりとする。
- 6) 標準契約書には、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者が各200円の収入印紙を貼付すること。但し、委託金額が1万円未満の場合の貼付は必要ない。
- 7) この契約は、2年目(補助対象浄化槽は6年目)以降の契約が自動更新のため、改めて契約する必要はない。

(11) その他注意事項

- 1) 標準契約システムに関する問い合わせや、保守点検、清掃、法定検査に関する問い合わせ等は、下記まで連絡すること。

2)事業者による、次のような行為を発見した場合は、下記団体まで連絡すること。県又は市町村に通報し、浄化槽法に基づき厳正に対処する。

○浄化槽管理者に対し、「法定検査は必要ない」「清掃は毎年しなくてよい」等法令違反を助長する言動

3)契約当事者は、標準契約書に記載したとおりの業務(業務の内容及び実施時期)を実施できなかった場合は、その損害を賠償するとともに実施可能なものについては速やかに実施すること。

○保守点検、清掃、法定検査に関する問い合わせ

県環境整備課ゴミゼロ推進担当 088-621-2279

公益社団法人徳島県環境技術センター 088-636-1234

○標準契約システムに関する問い合わせ

公益社団法人徳島県環境技術センター 088-636-1234

3. 標準契約締結の流れ



個別払いの場合は、乙(保守点検業者)及び丙(清掃業者)が浄化槽管理者と支払い方法等を協議し集金すること。

4. 委託料支払い方法

「標準契約書」により、保守点検・清掃・法定検査をまとめて標準契約書により契約し、その委託料を口座振替により預かった場合の、保守点検業者及び清掃業者への支払い方法等は次のとおりとする。

1. 標準契約のしくみ

- (1) 浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者及び検査機関は、設置手続きの際、要領に定めた、「浄化槽維持管理標準契約書」により、保守点検・清掃・法定検査の業務をまとめて契約する。契約書作成から提出までは、「標準契約書提出のフロー」を参照。

標準契約書はセンターのHPからダウンロードするか、又はセンター支所窓口で購入する。

- (2) 設置届出書と一緒に受付した「標準契約書4部複写」は、補助金を申請する場合は、1部をコピーし、支所で経由印を押印し、市町村の窓口へ提出すること。

標準契約書(4部複写)は、浄化槽管理者・保守点検業者・清掃業者・指定検査機関が各1通保管する。浄化槽管理者・保守点検業者・清掃業者へはセンターから送付する。

- (3) 保守点検業者は、受け取った契約書の内容を確認し、使用開始予定日から想定し、使用開始直前の点検日を浄化槽管理者と協議のうえ決定し、必ず行うこと。

その際、使用開始報告書に第1回目の保守点検実施日を記載し、浄化槽管理者印を押印のうえ、センター支所窓口へ提出すること。(補助金申請に必要なため工事業者に渡しても可)

- (4) 清掃業者は、使用開始日を確認し、浄化槽管理者と相談の上、使用開始から1年以内の日を清掃予定日として決めておくこと。

- (5) 浄化槽管理者が委託料全額を口座振替により支払いした場合は、指定検査機関は、受領した委託料を次のとおり保守点検業者及び業者業者へ振込む。

1) 保守点検料の支払い

口座振替2回払いの場合

1回目の委託料の受領を確認し、2回目に実施した保守点検記録票が提出されたとき

口座振替6回払いの場合

3回目の委託料の受領を確認し、2回目に実施した保守点検記録票が提出されたとき

口座振替12回払いの場合

6回目の委託料の受領を確認し、2回目に実施した保守点検記録票が提出されたとき

2) 清掃料金の支払い

清掃業務は、使用開始から約1年後に実施するため、原則として1年分の委託料の口座振替が完了し、清掃を実施した月の翌月以降に支払うものとする。

清掃業者は委託業務が完了したときは清掃記録票を速やかにセンターに提出すること

- 3) 点検記録票及び清掃記録票の提出は、一月分を月末にまとめ、翌月10日までに指定検査機関に提出すること。

- 4) 委託料の支払いは保守点検業者及び清掃業者が指定した口座に月末に振込により支払う。その際の振込手数料は受取人負担とする。



個別払いの場合は、乙(保守点検業者)及び丙(清掃業者)が浄化槽管理者と支払い方法等を協議し集金すること。

5. 契約業務スケジュール

(1) 保守点検業者

1	設置届出書(又は計画書)提出時に締結した標準契約書(保守点検業者の原本)が届く
▼	
2	契約書の内容を確認する。 使用開始予定日を確認し、浄化槽管理者と協議の上、使用開始直前の点検日を決める。 支払い方法を確認し、口座振替以外の場合は、直接浄化槽管理者と協議のうえ、委託料を徴収する。口座振替の場合は、口座振替の手続きを指定検査機関で行い、浄化槽管理者から徴収する。業者への支払い方法はp.6「委託料支払い方法」についてを参照。
▼	
3	第1回目の保守点検(以下「1回目の点検」という。)を実施する。点検実施後、浄化槽管理者に浄化槽の適正な維持管理について説明し、使用開始報告書の印をもらう。
▼	
4	使用開始報告書をセンター支所へ提出する。(浄化槽管理者又は工事業者へ渡しても可)
▼	
5	2回目の点検記録票の写しをセンターへ送付する。(月末に締め10日までに送付)
▼	
6	委託料年額を受領(10日までに記録票が提出された分を月末に振込む)
▼	
7	4回目の点検が完了したら、管理カードのコピーをセンターに提出する。(FAXでも可)
▼	
8	1年目の業務が完了(契約自動更新) 新しい管理カード等を送付
▼	
10	2年目の契約がスタート
▼	
11	(5)から(7)の作業を繰り返す。

<注意事項>

口座振替を希望した浄化槽管理者で、口座に残高がなく振替が出来ない場合は、センターが2～3回督促します。

センターが督促しても、委託料の入金が確保出来ない場合は、迅速に、センターから保守点検業者の方へ連絡しますので、支払い方法等を協議し、現金扱いに切り替える等の措置を講じて下さい。

現金扱いに変更した場合は、直接、管理者と保守点検業者で支払い方法や支払時期などを協議し業務を行って下さい。

センターから業者に委託料を振り込む場合の振込手数料は、受取人(保守点検業者)負担となります。

初回の保守点検業務は、必ず使用開始の直前に行って下さい。(初回点検日が契約開始日となります)

第1回の点検業務を実施した場合は、必ず、使用開始報告書に1回目の点検日を記載のうえ、センター窓口へ提出してください。

(2) 清掃業者

1	設置届出書(又は計画書)提出時に締結した標準契約書(清掃業者の原本)が届く
▼	
2	契約書の内容を確認する。 使用開始予定日を確認し、浄化槽管理者と協議の上、予め清掃の日程を決める。 (使用開始後1年を超えない範囲で予定日を設定すること) 支払い方法を確認し、口座振替以外の場合は、直接浄化槽管理者と委託料の支払い方法等を協議のうえ徴収する。 口座振替の場合は、口座振替の手続きをセンターで行い、管理者から徴収する。業者への支払い方法はp.6「委託料支払い方法」についてを参照すること。
▼	
3	予め決めた日程に従い、浄化槽管理者に清掃の実施日を連絡のうえ実施する。(清掃日の変更可)
▼	
4	清掃業務が完了したら、速やかに 清掃記録票 の写しをセンターへ提出する。一月分を月末にまとめて10日までに提出のこと。(FAXでも可)
▼	
5	委託料(清掃料)を受領(10日までに記録票の提出があったものに対し、月末に振込む)
▼	
6	1年目の業務が完了(契約自動更新)
▼	
7	2年目の契約がスタート
▼	
8	(3)から(5)の作業を繰り返す。

< 注意事項 >

清掃業務は、使用開始日から1年以内の日に実施すること。

清掃は、実施する前に、使用開始から1年以内の実施日を浄化槽管理者に確認し、了解を得て下さい。

口座振替を希望した浄化槽管理者で、口座に残高がなく振替が出来ない場合は、センターが出来るだけ督促しますが、それでも委託料の入金が確保出来ない場合は、早めにその旨を清掃業者に連絡するので、清掃料の支払い方法を浄化槽管理者と協議した上で、清掃を実施して下さい。**(支払い方法変更)**

清掃業務が完了したら、清掃記録票をセンターへ提出して下さい。(月締めで10日まで)(FAXでも可)

口座振替で清掃料を徴収した場合の委託料は、センターから清掃業者の指定する口座へ振込みます。但し、その場合の振込手数料は、受取人(清掃業者)負担とします。



標準契約 Q & A

Q 1	なぜ、突然このような標準契約制度の導入を決めたのか？
A 1	徳島県では、全市町村に於いて浄化槽の設置補助を実施しており、年間2,000基以上がその対象になっている。 しかしながら現実には、補助金を受けていながら、保守点検・清掃・法定検査を実施しない施設が数多く存在している。 また、それ以外の浄化槽についても、保守点検・清掃を実施する旨の誓約書の提出を求めているが、実際には遵守されないケースが目立つ。 これらに対して、強制的な行政指導が実施できない状況の中、適正な維持管理を定着させるための方策として、この『維持管理標準契約書』が採用されることになった。
Q 2	なぜ、工事業者がこれをしなければいけないのか？非常に手間が掛かり、人的な余裕もない状況の中で協力は難しい。
A 2	維持管理標準契約書については、基本的に、現在市町村に提出している法定検査契約書・保守点検契約書・清掃契約書、保健所に出している維持管理誓約書の代わりに提出していただくことを想定している。 よって、今までの個別契約を一つに纏めただけなので、工事業者の皆さんに今まで以上の手間がかかるとは考えていない。
Q 3	実際には、浄化槽の設置届・補助金の申請等は施工業者が代行し、書類を整えており施主には直接会って話をする機会はほとんど無い。これまでの契約とは違い、標準契約となるとその説明を十分にしなければ理解が得られない。 これらについては、センターが直接説明すればよいのではないのか？
A 3	この標準契約書を導入したのは、浄化槽管理者が維持管理についての知識を有していない現状があるからであり、設置後のセンターの説明では「そのようなことは聞いていない」などと言われることが多い。 そこで、設置する前の段階で、浄化槽管理者に対し、後々の維持管理に何が必要なのか？、またそれを行うためには、どの程度の費用が必要なのかを説明し、理解を得ておく必要があると考えられる。これにより、使用開始後スムーズに維持管理が行われるようになると考えている。
Q 4	このような契約は違法では？
A 4	補助対象の浄化槽の適正な維持管理を担保するための措置として、一括契約を条件とすることは適法である。 また、補助以外についても、行政としてこのような契約方式を推奨することについてはなんら問題はない。 「平成7年6月20日衛浄第35号厚生省浄化槽対策室長通知」付け通知にも一括契約を推奨している。
Q 5	年1回の清掃が徹底されていない状況のなかで、清掃を含めた標準契約は難しい。 また、1年に1回の清掃は必要ないと云っている保守点検業者が複数存在したり、逆に保守点検と同時になければ清掃の印を押さないとする清掃業者もいると聞いている。これらの業者への指導が徹底できるのか？

A 5	年1回の清掃が行われていない現状を改善するために実施する制度であり、少なくとも税金を投入する浄化槽ならば、法律違反を看過することは出来ない。 また、それ以外についても、当然法律を守ることを前提として、浄化槽の設置届出書を受理している。 そこで、この標準契約制度を導入することにより、保守点検業者も『清掃をしなくても良い』とは言えなくなる。 保守点検と同時にないと契約印を押さないとする場合は、『業界内での優位な立場を利用して市場の占有を図る行為』として独占禁止法に抵触する可能性が高い。
-----	---

Q 6	契約業者が、きちんとした仕事をしない場合、誰が責任をとるのか、誰が指導するのか、契約した業者が、契約より少ない引き抜きをした場合、減額・返金はあるのか、逆に、年2回以上清掃が必要な場合は？
A 6	今回の標準契約書は、四者契約であり、それぞれの業者が責任を持ってそれぞれの業務を行うこととなる。契約書の中に、『業務は委託業務実施要領に従い行う』、『正当な理由無くこの契約を履行しないときはこの契約を解除できる』となっており、また、『重大な過失により浄化槽管理者に損害を与えたときは賠償しなければならない』としていることから、浄化槽管理者の不利益にはならない。 なお、工事業者が代行する場合は、後日トラブルが生じないように契約当事者となる保守点検業者・清掃業者と契約内容、業務実施方法等について事前に十分な打合せを行う必要がある。 また、契約以外の業務(年2回の清掃含む)は、協議の上、別途負担していただくことになる。

Q 7	施工業者が替わり、管理業者を変更する場合は？ 途中で管理業者を変更したい場合は？ 契約金額を変更したい場合は？ 契約後に、他の業者が営業に行き、トラブルが生じることは明らかである。
A 7	設置届受付時に提出した標準契約書と補助金の実績報告の際に提出した標準契約書に違いが生じないよう、変更契約書を必ず提出することとしている。 但し、補助を受けた以降は、それが補助の条件となっていることから、契約期間内は、業者に瑕疵がない場合、浄化槽管理者からこの契約を解除できないこととしているが、浄化槽管理者と業者の間で協議し、業者や金額を変更することは可能としている。

Q 8	建売り、あるいは貸家で入居者が確定していない、また契約途中で転売した場合、あるいは、転勤等で使用しない、息子が結婚後住む予定の場合等の扱いは？
A 8	補助金の交付は、前に会計検査院の指摘(使用していない浄化槽に補助金交付)があり、使用開始届が提出されていることが条件になっているため、使用開始をしていない浄化槽に補助は出ないと思われる。逆に使用開始届が提出されているのであれば、使用し引き継がれていると云うことであり、契約は有効と思われる。もし、途中で転売した場合は、この契約が引き継がれるよう契約の変更を行う。転勤等で全く使用しないのであれば、清掃後休止扱いとし、その間は業務も実施しないし、費用負担も発生しない。

Q 9	一括契約とどう違うのか？
Q 9	県は現在維持管理の一括契約を推進中であり、協力を得られる市町村においては、協議会を設置し、その協議会と浄化槽管理者の間で維持管理一括契約を実施している。今回の、標準契約書は、協議会を設置せずに行う四者契約であり、協議会が設置された

市町村については、順次そちらに移行するようになると考えている。

Q10 保守点検業者と清掃業者が別である場合、四者契約なので、業者はそれぞれの契約金額が分かっているため、契約後に清掃業者が、保守点検も自分のところですれば安くするという営業をすることが考えられる。そのため、保守点検専業業者は、契約を切られてしまう可能性が高い。

A10 契約の最初の段階で、当事者間（保守点検業者及び清掃業者）で、十分に協議をし、以後そのようなトラブルがないよう業界の間で連絡調整を行って下さい。

Q11 センターが、主体となって口座振替を行っていた場合は、口座に残金がない等の理由で未収金が発生した際に、保守点検業者への支払いはどうするのか？センターの責任で、費用を弁済してくれるのか

A11 原則として清掃は、全額入金確定後に実施する。また、法定検査は、一番最後に支払いをする。
保守点検については、業務の性格上、契約開始と同時に業務を開始するため、未収金の発生があり得るが、センターは、浄化槽管理者の便宜上口座振替の窓口となっているだけで、特に回収手数料等は頂いていないため、未収金については、個別契約と同様、各業者の責任で回収を実施していただきたい。

Q12 補助対象浄化槽について、契約期間を5年とすると、施主にそれ以降は維持管理をしなくても良いと受け取られるのではないかな？なぜ、5年の期間を設定する必要があるのか？

A12 税金を投入した補助事業であるため、当然法律を遵守していただくことが条件となる。
しかしながら、余りに長期になると問題も発生してくるため、期間を5年間とした。なお、5年が経過し、それ以降も特に問題がなければ継続する契約となっているため、契約期間中に、浄化槽管理者と十分に話をする機会を設け、それぞれの業務がなぜ必要なのかを理解していただければ、契約が継続する可能性は高いと考えている。
逆に、契約をしているからと云うことで、立ち会いもせずに業務を実施した場合、設置者に不信感が芽生え、契約が途切れる可能性も否定できない。

Q13 標準契約書を作成し、契約を行う場合、その用紙代、印紙代等は誰が負担するのか？

A13 用紙はセンターで複写の契約書を作成し、実費販売する予定であるが、センターのHPからPDFファイル等でも取り出せるようにし、どちらでも選択可とする。
また、200円の印紙代は、センターの法定検査は課税対象から除外（非課税）されているので、他県と同様に、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者の方に負担していただくことになる。

Q 14	保守点検回数は3ヶ月に1回 年4回でなければいけないのか？
A 14	環境省令では4ヶ月に1回以上とされているが、消毒剤の補給やスカムの移送、その他各種調整等の間隔を考慮すると3ヶ月に1回以上が望ましいと考えられる。 また、県内でも3ヶ月に1回の保守点検が、ほぼ定着しており、逆に回数が少ない場合は、法定検査での不適正率が増加することから年4回以上の点検を推奨している。 なお、3ヶ月に1回でも少ないと思われる施設については、2ヶ月に1回以上の保守点検契約をしても、差し支えない。

Q 15	地域によっては、処理場の都合で、浄化槽汚泥の受け入れを拒否されるケースがある。よって、年1回の清掃契約には無理がある。
A 15	この標準契約の対象となるのは、新規に設置する浄化槽であり、最近の小型合併処理浄化槽は、以前の構造規準型に比べ、容量が非常に小さくなっている。特にモアコンパクトタイプと呼ばれるものは、1年を待たずして清掃を実施しなければならないケースも非常に多い。また、一次処理槽の容量も極端に少なく、担体流動槽や生物濾過槽等の清掃は実施しないため、汚泥の搬入量が急激に増加するとは考えていない。

Q 16	保守点検と清掃の記録票は、示されたものでないといけないのか？
A 16	これまで、記録票のひな形が示されていなかったため、各業者により、それぞれ異なった様式が使用され、保守点検の作業規準を満たしていないものも少なからず存在していた。今回、標準契約を導入することで、適正な維持管理を行っていただく以上、最低限の作業基準は確実に実施する必要があることから、適正な記録票の交付を義務づけ、そのひな形となる様式を示した。 なお、この様式に示された内容を網羅しているものであれば、他の様式も使用可とする。

Q 17	この標準契約の開始までに猶予期間はあるのか？
A 17	24年度4月1日開始予定だが、準備期間が少ないため、4月・5月の2月間については、別添の誓約書を添付することで、受け付けをする。 しかし、6月以降については、原則として10人槽以下の浄化槽については、設置届出書提出時に標準契約書の添付を求める。

委託料支払規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人徳島県境技術センター(以下「丁」という)が「浄化槽維持管理標準契約書」第5条により、保守点検料・清掃料・法定検査料を浄化槽管理者(以下「甲」という)から、口座振替の方法により一括して受け取った場合の、保守点検業者(以下「乙」という)及び清掃業者(以下「丙」という)への支払い方法について必要事項を定めたものである。

(支払対象)

第2条 本規程は、丁が「浄化槽維持管理標準契約書」第5条1項に定める委託料全額を口座振替により分割して受領した場合の、保守点検料及び清掃料を対象とする。

(委託料の請求)

第3条 保守点検料の支払い

- 1) 乙は、第2回目の保守点検業務が完了した場合は、速やかに2回目の保守点検記録票を一月ごとに纏めて丁に提出するものとする。
- 2) 丁は、前項の提出があった場合に回収した保守点検料を振込により乙に支払うものとする。
但し、支払いについては、次のとおり委託料の受領を確認した後に支払うものとする。
口座振替2回払いの場合は、1回目の委託料の振替が確認できたとき
口座振替6回払いの場合は、3回目の委託料の振替が確認できたとき
口座振替12回払いの場合は、6回目の委託料の振替が確認できたとき

2 清掃料の支払い

- 1) 丙は、清掃業務を完了したときは、速やかに清掃記録票を一月ごとに纏めて丁に提出するものとする。
 - 2) 丁は、前項の提出があった場合に、委託料全額の受領を確認し、回収した清掃料を丙に振込により支払うものとする。
- 3 委託料は、10日までに保守点検記録票又は清掃記録票の提出があったものに対し、月末に乙及び丙が指定した口座へ振り込むものとする。
- 4 委託料の振込にかかる振込手数料は、受取人の乙及び丙が負担するものとする。

(契約業務の完了・更新)

- 第4条 乙は、委託業務が完了した場合は、管理カードの写しを一月ごとに纏め、丁に提出するものとする。
- 2 丁は、乙から管理カードの写しが提出され、業務の完了を確認した場合は、甲、乙及び丙に対し、翌年の業務の内容及び管理カード等を送付するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるほか、委託料の支払いにつき必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

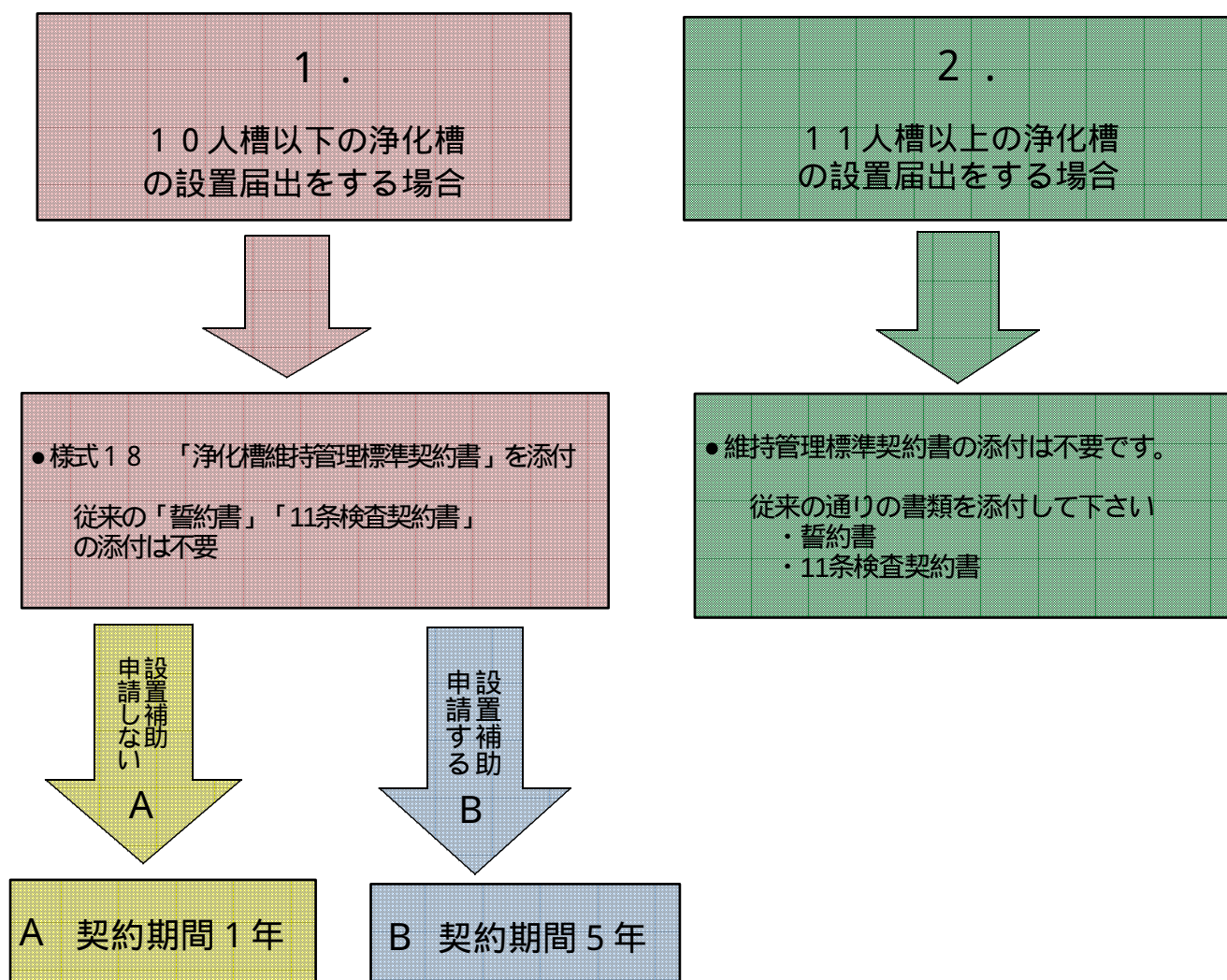
(雑則)

第6条 この規程は平成24年4月1日から施行する。

徳島県浄化槽事務取扱要領が改正されます。

浄化槽設置届出時に『浄化槽維持管理標準契約書』の添付が必要になります。

10人槽以下の浄化槽を設置する時に必要です

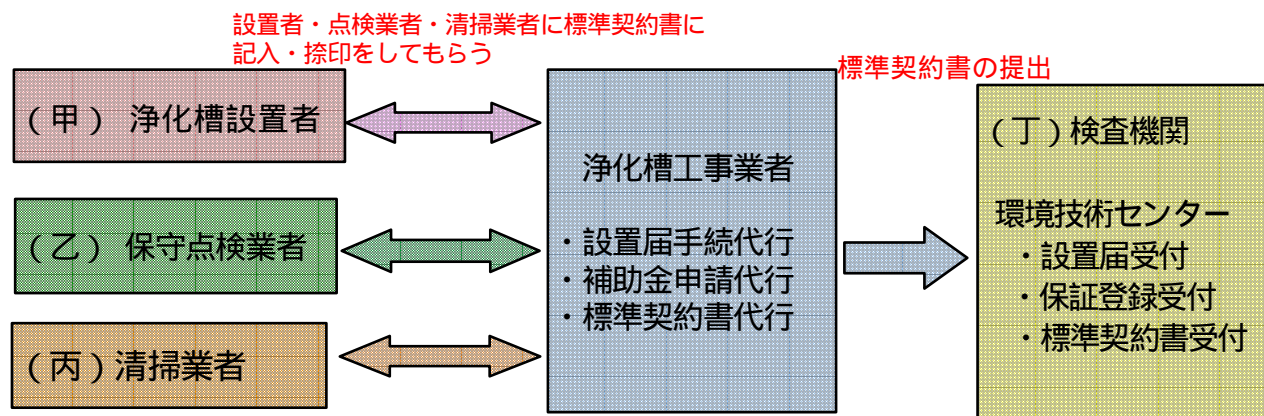


1. 浄化槽維持管理標準契約書の提出までのフロー

以下「標準契約書」という

1) 浄化槽の「標準契約書」を工事業者が代行する場合

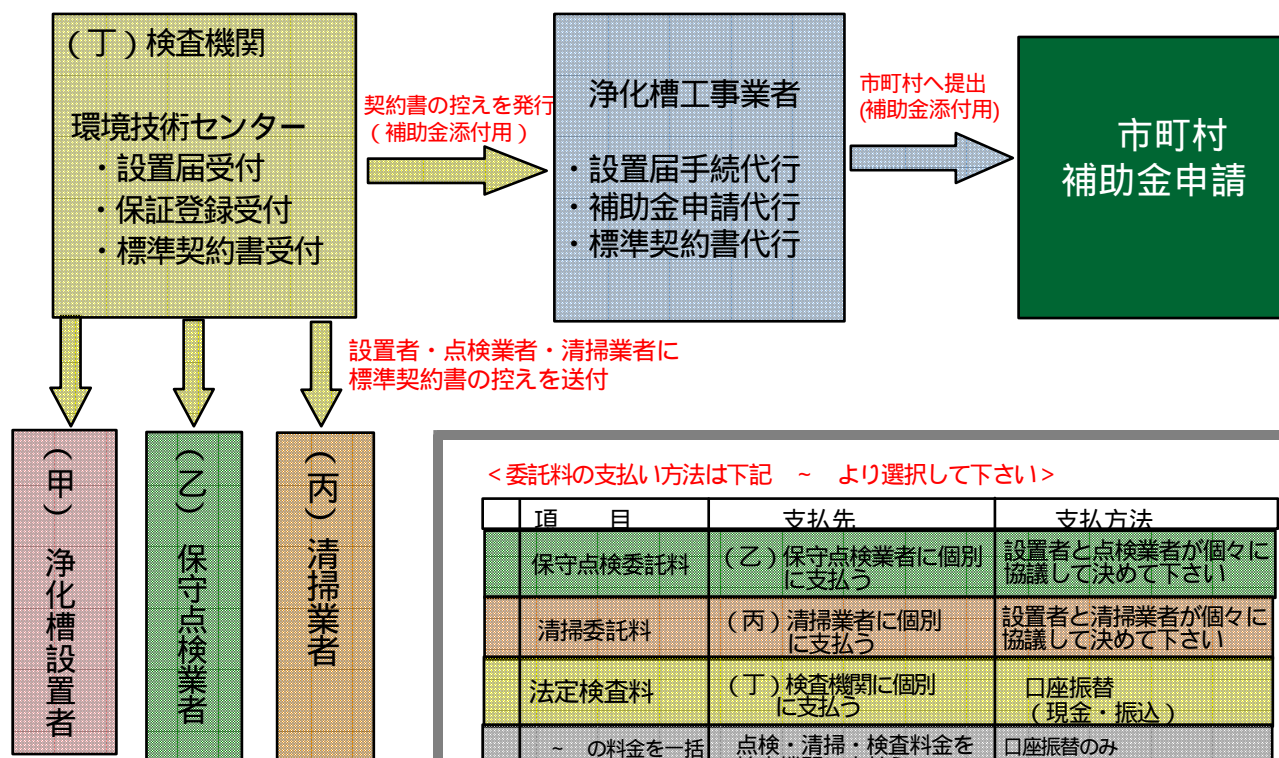
「標準契約書」の作成（記入・捺印）から提出まで



● 「標準契約書」の提出時期

浄化槽設置届出書（計画書）に添付して提出して下さい。

「標準契約書」提出後の書類の流れ



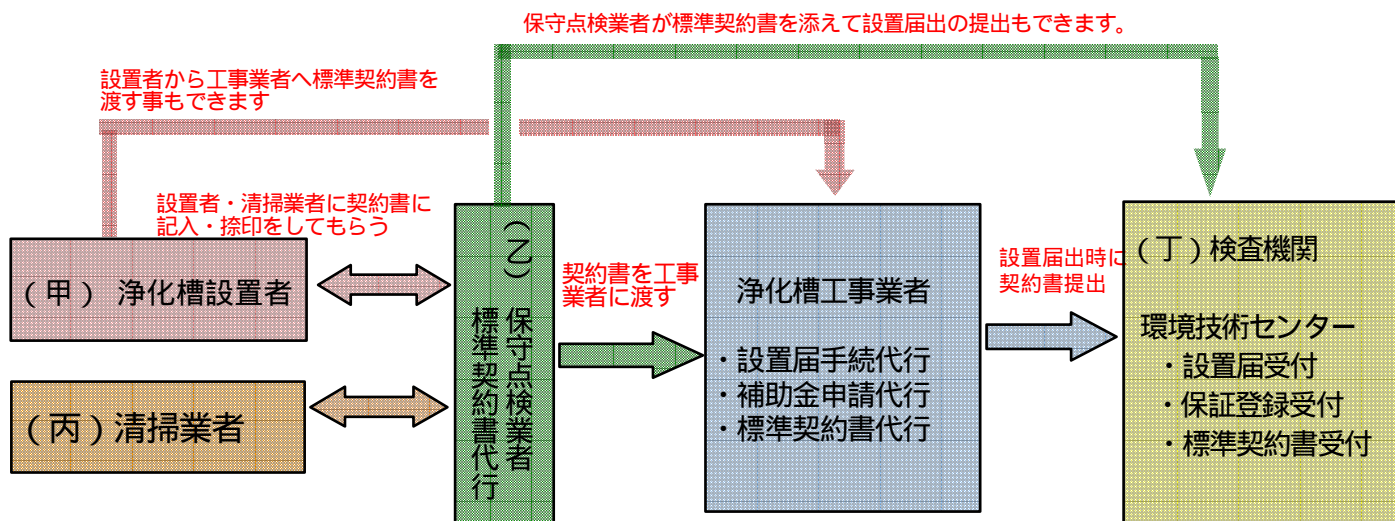
<委託料の支払い方法は下記 ~ より選択して下さい>

項 目	支払先	支払方法
保守点検委託料	(乙) 保守点検業者に個別に支払う	設置者と点検業者が個々に協議して決めて下さい
清掃委託料	(丙) 清掃業者に個別に支払う	設置者と清掃業者が個々に協議して決めて下さい
法定検査料	(丁) 検査機関に個別に支払う	口座振替 (現金・振込)
～ の料金を一括 (一カ所) に支払	点検・清掃・検査料金を 検査機関に支払う	口座振替のみ 分割払可 (2回・6回・12回) 振込手数料1回¥105 (甲) 負担

を選択した場合は、検査機関より各業者 (乙・丙) に委託料を振入します。

2) 浄化槽の「標準契約書」を維持管理業者が代行する場合

標準契約書の作成（記入・捺印）から提出までの流れ

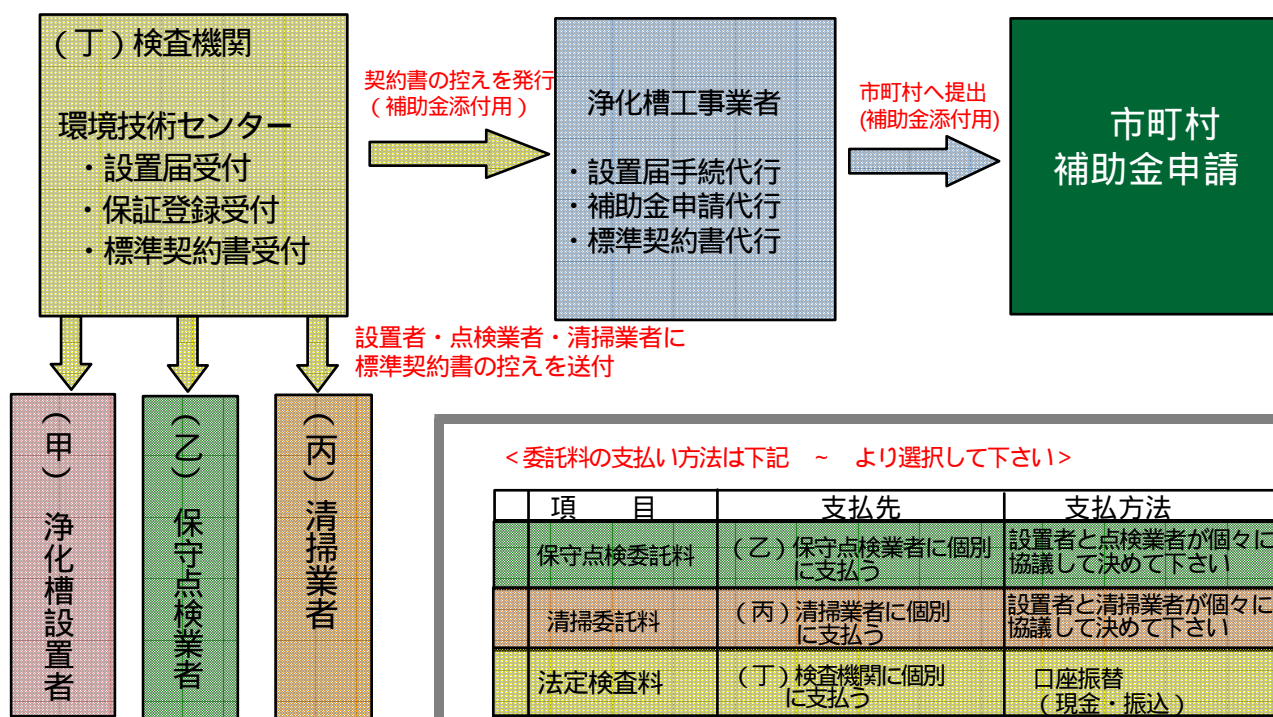


清掃業者が代行者となり、標準契約書の作成をする事も出来ます

● 「標準契約書」の提出時期

浄化槽設置届出書（計画書）に添付して提出して下さい。

「標準契約書」提出後の書類の流れ



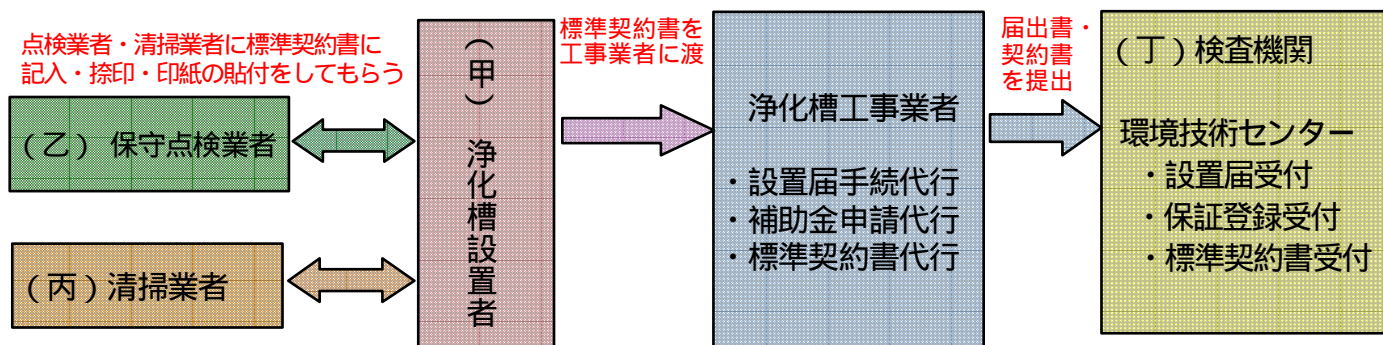
<委託料の支払い方法は下記 ~ より選択して下さい>

項目	支払先	支払方法
保守点検委託料	（乙）保守点検業者に個別に支払う	設置者と点検業者が個々に協議して決めて下さい
清掃委託料	（丙）清掃業者に個別に支払う	設置者と清掃業者が個々に協議して決めて下さい
法定検査料	（丁）検査機関に支払う	口座振替（現金・振込）
～ の料金を一括（一カ所）に支払	点検・清掃・検査料金を検査機関に支払う	口座振替のみ分割払可（2回・6回・12回）振込手数料1回¥105（甲）負担

を選択した場合は、検査機関より各業者（乙・丙）に委託料を振込みます。

3) 浄化槽の「標準契約書」を設置者が作成する場合

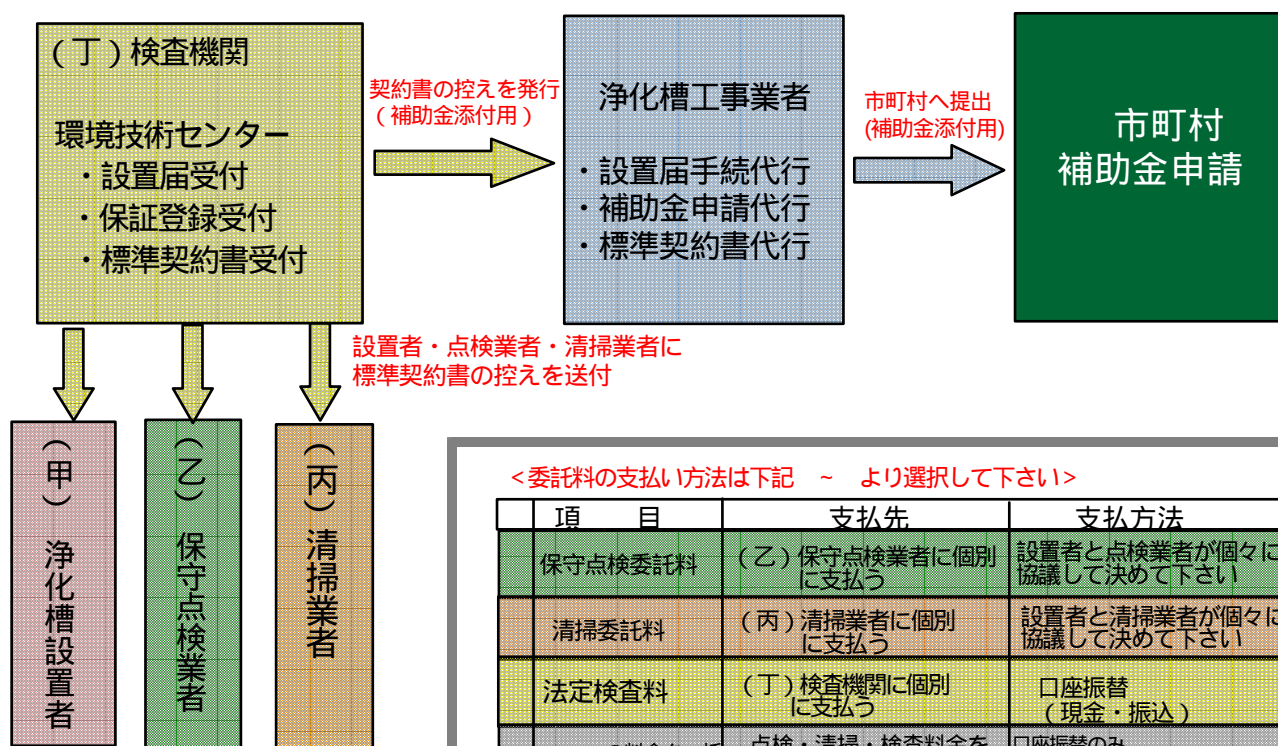
「標準契約書」の作成（記入・捺印）から提出までの流れ



● 「標準契約書」の提出時期

浄化槽設置届出書（計画書）に添付して提出して下さい。

「標準契約書」提出後の書類の流れ



<委託料の支払い方法は下記 ~ より選択して下さい>

項 目	支払先	支払方法
保守点検委託料	(乙) 保守点検業者に個別に支払う	設置者と点検業者が個々に協議して決めて下さい
清掃委託料	(丙) 清掃業者に個別に支払う	設置者と清掃業者が個々に協議して決めて下さい
法定検査料	(丁) 検査機関に支払う	口座振替 (現金・振込)
～ の料金を一括 (一カ所) に支払	点検・清掃・検査料金を 検査機関に支払う	口座振替のみ 分割払可(2回・6回・12回) 振込手数料1回¥105(甲)負担

を選択した場合は、検査機関より各業者(乙・丙)に委託料を振込します。

浄化槽維持管理標準契約書

契約日：平成 年 月 日

浄化槽管理者と（以下「甲」という。）浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）及び指定検査機関（以下「丁」という。）は、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽法7条及び第11条に定める検査（以下「法定検査」という。）に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の浄化槽の保守点検を乙に、清掃を丙に、法定検査を丁に委託し、乙、丙及び丁はこれを受託する。ただし、条例等により、保守点検又は清掃の維持管理契約を定めている場合は、当該契約部分を省略する事ができる。

管 轄	1.東部(徳島・吉野川) 3.南部 4.西部	使用開始予定日	平成 年 月 日
設置場所			
設置者名			
処理方式	合併 構造例示型・性能評価型	規模	人槽
メーカー名		型式	

（契約の開始）

第2条 契約を開始する日（以下「契約開始日」という）は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条に指定する使用開始報告書に記載した初回の保守点検実施日とする。

（契約の期間）

第3条 契約期間は、契約開始日から1年間とする。ただし、国の浄化槽設置整備事業により助成を受ける場合は、5年間とする。

第4条 前項の契約期間を1年間とする場合は契約期間満了の1ヶ月前までに、契約期間を5年間とする場合は8ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁から申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（委託業務の実施方法）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、委託業務を実施するに当たっては、別表1に掲げる委託業務実施要領に従い行わなければならない。

（委託料等）

第6条 乙、丙及び丁の委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、別表2に掲げる委託料内訳明細書のとおりとする。

第7条 前項に定めるものの他、主要部品の交換、消耗品その他特別の事情により、生じた費用は、甲、乙、及び丙が協議して別に定める。

（委託料の支払い）

第8条 甲は、乙、丙及び丁に対して、別表2で指定するいずれかの支払方法により、委託料を支払うものとする。

第9条 支払方法は口座振替にすることは、甲が負担するものとする。

第10条 丁は、甲から委託料を口座振替により受領した保守点検料及び清掃料を「委託料支払規程」により、乙及び丙に支払うものとする。

（損害賠償）

第11条 乙、丙及び丁は、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、現状回復の責めを負い、又はその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第12条 第3条に規定する契約期間満了後、甲は、適正な保守点検、清掃及び法定検査の契約を個別に締結したときは、この契約を解除することができる。

（契約の変更等）

第13条 乙及び丙が正当な理由がなくこの契約を履行しないときは、その業務を、他の保守点検業者又は清掃業者に変更することができる。

第14条 甲は、この契約書の内容に変更等が生じた場合は、委託変更契約書により変更契約を締結する。

（経費の決定）

第15条 この契約に定めるもののほか、委託業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、4者が各1通を保有する。

甲 管理者 (総務課長又は 係長)	住所 氏名	〒 市 区 町 丁目 番 号
乙 保守点検	住所 氏名	〒 市 区 町 丁目 番 号
丙 清掃	住所 氏名	〒 市 区 町 丁目 番 号
丁 検査機関	住所 氏名	〒 市 区 町 丁目 番 号

徳島市津田海岸町2-33
公益社団法人 徳島県環境技術センター
会長 松原 義 輔
☎088-636-1234

※法人の場合は代表者名及び代表者印を押印すること。

別表1 >
委託業務実施要領

1. 保守点検	(1) この契約において保守点検とは、法第2条第3号に定める保守点検をいう。 (2) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い、委託期間中4ヶ月ごとに1回以上実施する。 (3) 乙は、保守点検を実施したときは、適正な保守点検の記録票を甲に交付する。 (4) 乙は、保守点検の結果により、丙と清掃の時期を調整する。
2. 清掃	(1) この契約において清掃とは、法第2条第4号に定める清掃をいう。 (2) 清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従い、年1回以上実施する。 (3) 丙は、清掃を実施したときは、適正な清掃の記録票を甲に交付する。
3. 法定検査	(1) この契約において法定検査とは、法第7条及び11条第1項に定める検査をいう。 (2) 法定検査は、環境大臣が定める方法により、年1回実施する。 (3) 丁は、法定検査を実施したときは、検査結果書及び検査済証を甲に交付する。
4. 乙、丙及び丁は、委託業務を実施するために収集、作成した個人情報等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しない。	

別表2 >
委託料内訳明細書

1) 委託料全額を口座振替により分割で支払う場合 (年額)			
項目	委託料	支払方法	留意事項
③委託料全額	円	口座振替 (2回・6回・12回)	振替回数は2回、6回、12回の内から指定してください。 ただし、振替1回につき事務手数料105円を甲が負担する。
2) 委託料を個別に支払う場合 (年額)			
項目	委託料	支払方法	留意事項
①保守点検料	円	1.振込 2.現金	業務完了後、保守点検業者と支払方法・支払日等を協議のうえ、左のとおり支払うこととする。
②清 掃 料	円	1.振込 2.現金	業務完了後、清掃業者と支払方法・支払日等を協議のうえ、左のとおり支払うこととする。
③法定検査料	5,000 円	1.口座振替 2.現金 3.振込	7条及び11条検査料を予約している場合は引当は行わない。 ただし、事務手数料は丁が負担する。

※委託料のうち、保守点検料及び清掃料金は消費税込み、法定検査料は非課税の金額とする。

浄化槽管理者様へ
使用開始直前に、初回の保守点検を実施しますので、使用開始が確定した場合には、必ず契約書の（乙）に記載されている保守点検業者に連絡してください。

「浄化槽維持管理標準契約書」に関する誓約書

平成 年 月 日

総合県民局長（東部保健福祉局長）殿

設置者氏 名

住 所

㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

私は、この度、下記場所に浄化槽を設置しますが、浄化槽設置届出書（計画書）を届出する時に、徳島県浄化槽事務取扱要領第2条第4項に定められた「浄化槽維持管理標準契約書」を併せて提出する事ができません。

ついては、設置届出日より30日以内には、様式18「浄化槽維持理標準契約書」を提出することを誓約致しますので、浄化槽設置届出書（計画書）の受理をお願いします。

記

1．設置届出年月日	平成 年 月 日
2．設置場所の地名地番	
3．建 築 用 途	専用住宅 その他（ ）
4．人 槽	人 槽

（注意）

1．この誓約書は、平成24年4月～5月末迄に設置届出書（計画書）を提出する分のみ使用して下さい。



委託変更契約書

平成 年 月 日付けをもって、浄化槽管理者(以下「甲」という。)と浄化槽保守点検業者(以下「乙」という。)、浄化槽清掃業者(以下「丙」という)と徳島県知事指定検査機関(以下「丁」の間で締結した浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(以下「原契約書」という。)の内容の一部について下記のとおり変更する。

記

1. 委託変更契約の対象

契約者番号		契約日	平成 年 月 日
契約施設住所			
契約施設名			
効力発生日	平成 年 月 日		

2. 委託業務の内容について、下記のとおり変更する。

変更項目	変更前	変更後

上記の契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

変更契約日:平成 年 月 日

甲

住所氏名

印

乙・丙

住所名称
代表者名

印

変更契約書の作成についての注意点

- 1 契約日は、原契約書（当初の契約書）の締結日を記載してください。
- 2 変更項目は、原契約書に記載した内容を変更前の欄に、変更する項目の内容を変更後の欄にそれぞれ記載してください。
- 3 当該変更契約の効力発生日は、締結日以降の日において効力を発生させようとする日を記載してください。
- 4 印紙は、必ず貼付してください。
- 5 委託変更契約書を締結した場合は、市町村及び検査機関へ、契約書の写しを送付してください。
- 6 乙（保守点検業者）又は丙（清掃業者）が変更された場合は、変更前の欄に変更前の業者名を記名し押印し、変更後の欄には、新しく変更した業者名を記入してください。

総合県民局長（東部保健福祉局長）殿

（浄化槽管理者）
住 所

氏 名 ⑨

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項に規定により報告します。

1 . 設 置 届 出 年 月 日 （ 計 画 書 提 出 ）		年 月 日 総（東保） 号
2 . 設置場所の地名・地番		
3 . 設 置 届 者 名 確 認 申 請 者 名		
4 浄化槽の規模	処 理 方 式	単 独 ・ 合 併 嫌気性ろ床・担体流動・その他（ ）
	人 槽	人 槽
5 . 使 用 開 始 年 月 日		年 月 日
6 保守点検業者	初 回 の 保 守 点 検 実 施 日	年 月 日
	名 称 及 び 登 録 番 号	（ 登 録 第 号 ）
7 . 技 術 管 理 者 の 氏 名 （ 501 人 槽 以 上 ）		

- （注意）
- 1) 浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について 権限を有するものです。

2) 当該浄化槽の使用を開始した日から 30 日以内に、保守点検業者を通じて提出して下さい。

3) 徳島県浄化槽事務取扱要領第 2 条 4 項の規定に基づき、様式 18 の『浄化槽維持管理標準契約書』により契約している場合は、6 の初回の保守点検日実施日が契約開始日となりますので、必ず記入して下さい（10 人槽以下）。

環境省令第 5 条 1 浄化槽管理者は、法第 10 条第 1 項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始直前に行うものとする。

4) 技術管理者の資格を証する書類を添付して下さい。

管理カード(保守点検)

<保証登録 有 ・ 無 >

バーコード

	契 約 番 号		施 設 番 号	
保 守 点 検 対 象 施 設	設 置 場 所			
	設 置 者 名			
	連 絡 先	TEL		
	処 理 方 式			
	規 模	人 槽	使用人員	(人)
	建築物の種類	1.一般住宅 2.他 ()		
	使 用 開 始 日	平成 年 月 日		
	契 約 期 間	平成 年 月 日 更新 年目		
	委託料(点検料)			
	支 払 方 法	1.一括口座振替 (2 回 6 回 1 2 回) 2.個別		
業 務 実 施 の 記 録	保守点検回数	点検実施月日	管理者確認印	点検作業措置
	第1回目	月 日		
	第2回目 記録票の(写)送信	月 日		
	第3回目	月 日		
	第4回目 管理カード(写)送信	月 日		
<保守点検業者>			バーコード	
住 所 名 称 電話番号 浄化槽管理士			登録№ ㊟	
そ の 他 記 載	<清掃業者名を記入> 清掃予定月：平成 年 月 日			

- (注意) ○ 2 回目の点検業務が完了した場合は、点検記録票をセンターへ FAX して下さい。
 ○ 4 回目の点検業務が完了した場合、管理カードのコピーをセンターへ FAX して下さい。
 ○ 太枠の中をご記入のうえ、F A X して下さい。

FAX 088 - 636 - 1122

小型合併処理浄化槽(5～10人槽用) 保守点検記録票(案)

点検実施日	年 月 日	時 分～ 時 分
契約番号		
施設名	管理者名	
設置住所		
メーカー/型番		
処理対象人員	人槽 実使用 人	緊急連絡先
処理方式	分離接触ばっ気・嫌気ろ床接触ばっ気・生物ろ過・担体流動・好気(接触)ろ床 その他()	

水質測定

単位装置		水温	pH	透視度	溶存酸素	残留塩素	備考欄
1次処理	第1室	℃		cm			
	第2室	℃		cm			
2次処理		℃		cm	mg/ℓ		
沈殿・処理水		℃		cm			
消毒槽						mg/ℓ	

注)BOD(生物化学的酸素要求量)は含まれておりません。

各共通単位装置の点検結果

点検箇所		点検状況		
流入管渠		異物等の堆積又は付着(無・有)	滞水(無・有)	漏水(有・無)
放流管渠		異物等の堆積又は付着(無・有)	滞水(無・有)	漏水(有・無)
1次処理	第1室	異常な水位の上昇(有・無)	異物の流入状況(有・無)	臭気の発生(有・無)
		スカム生成(有・無)	堆積汚泥(有・無)	ろ材の状況(良・不良)
	第2室	異常な水位の上昇(有・無)	異物の流入状況(有・無)	臭気の発生(有・無)
		スカム生成(有・無)	堆積汚泥(有・無)	ろ材の状況(良・不良)
2次処理	反応槽	ばっ気攪拌の状況(良・不良)	散気管の詰まり(無・有)	
		発泡の状況(有・無)	接触材・担体の状況(良・不良)	
		異常な水位の上昇(無・有)	手動逆洗の実施(実施・無)	
	沈殿槽	スカム発生(無・有・除去済)	堆積汚泥(無・有・除去済)	
		越流堰における溢流状況(良・不良)	越流堰手前のスカム生成(無・有・除去済)	
	消毒槽	スカム発生(無・有・除去済)	堆積汚泥(無・有・除去済)	
送風機		処理水との接触調整(無・調整)	消毒剤の残留・補給量(残留: 錠 補給: 錠)	
		作動状況(良・不良)	タイマー作動(良・不良)	フィルターの状態(良・清掃・交換)
		タイマー設定変更(無・有)	逆洗開始時間(時 分)	

その他の単位装置の点検結果

調整関係	流量調整	作動状況(良・不良)	バルブ開度(%)	放流ポンプ	レベルスイッチの作動(良・不良)
	循環	作動状況(良・不良)	バルブ開度(%)		絶縁の状況(良・不良)
	汚泥移送	作動状況(良・不良)	バルブ開度(%)		揚水量(良・不良)

連絡事項について

前回点検	年 月 日	前回清掃	年 月 日
------	-------	------	-------

特記事項			
------	--	--	--

保守点検業者名

担当浄化槽管理士名



この記録票は、浄化槽法施行規則第4条2項20号の規定により3年間保存してください。

小型合併処理浄化槽(5～10人槽用) 清掃記録票(案)

契約番号				
施設名			管理者名	
設置住所				
メーカー/型番				
処理対象人員	人槽	実使用	人	緊急連絡先
処理方式	分離接触ばっ気・嫌気ろ床接触ばっ気・生物ろ過・担体流動・好気(接触)ろ床 その他()			

作業実施日	年 月 日 時 分～ 時 分			
単位装置名		作業内容		
		引抜対象物	引抜量	張り水の量
1次処理槽	1室	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m³	m³
	2室	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m³	m³
2次処理槽		スカム・堆積物・全量・洗浄水	m³	m³
沈殿・処理水槽		スカム・堆積物・全量・洗浄水	m³	m³
消毒槽		スカム・堆積物・全量・洗浄水	m³	m³
流入管渠		堆積物・全量・洗浄水	m³	張り水の種類 上水・その他 ()
放流管渠		堆積物・全量・洗浄水	m³	
放流ポンプ槽		スカム・堆積物・全量・洗浄水	m³	
総量		作業車 (トン車 台)	m³	m³

内部設備の破損・変形についての状況

状況内容		
連絡事項	☐ 特に問題ありませんでした。 ☐ 油脂類の流入が多く見られました。できるだけご配慮をお願いします。 ☐ ペーパー類が多めに溜まっていました。できるだけ使用量を控えてください。 ☐ 修理の必要がありますので、ご連絡をお願いいたします。 ☐ その他 ()	
清掃業者名		担当清掃作業者名 印

この記録票は、浄化槽法施行規則第4条2項20号の規定により3年間保存してください。

浄化槽標準契約書システム実施マニュアル

作成日 平成24年 4月 1日

作成者 徳島県環境総局環境整備課
公益社団法人徳島県環境技術センター